

はりまe家ネット

入会金および会費に関する規定

平成25年2月1日改定

会員種別	加入条件等	入会金	年会費
施工店	住宅の施工・販売会社 住宅瑕疵担保責任保険の届出・登録業者	10,000 円	5,000 円
設計事務所	建築設計事務所登録のある設計事務所	10,000 円 (※)	無料
事業者	木材供給事業者、製材会社 プレカット加工会社	10,000 円	無料
賛助会員	本会の事業を賛助する法人・団体・個人	10,000 円	無料

※施工店が設計事務所を兼務する場合は不要

1. 会員は入会申込書を提出し、理事会にて承認後、入会金及び会費を本会へ支払う。
2. 会費については、会の運営状況により、年度ごとに見直す場合がある。
3. 研修会、勉強会等の開催に際して別途受講料などを徴収する場合がある。